議事要旨（2） 金融資産の減損に関するIASBの検討状況

冒頭、小野委員長代行（専門委員長）より説明資料[審議事項（2）]に基づき概要の説明がなされ、続いて関口常勤委員より、同資料に基づき公開草案「金融商品：予想信用損失」に寄せられたコメントを踏まえて行われたIASBの2013年10月会議の内容について詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な発言と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の発言があった。
  - IASBの減損モデルは相対的アプローチを基礎としている。このため、IASBが暫定決定通りに最終化した場合、仮に絶対的アプローチを基礎とした償却引当制度を有する我が国に当該アプローチを取り入れるとすれば、財務諸表のみならず関連する金融行政についても影響があるのではないか。また、IASBは信用リスクの著しい増大の評価を単純化する方法として絶対的アプローチ的な手法を用いることを認める旨を暫定決定しているが、運用に関しては実務上の対応が相当程度求められると考えられる。
  - IASBとFASBの減損基準の統一についての不透明感が増してきている中で、ASBJは日本基準として今後現行基準を維持していくのか、あるいはIASB又はFASBの基準にコンバージェンスしていくのかについてどのような方向性を持っているか。

  これに対して、事務局から次の回答があった。
  - 今後の日本基準のコンバージェンスについては、全体的なプログラムを検討しなければならないと考えているが、コンバージェンスの対象は基本的にIFRSと考えられる。しかし、IFRSと米国会計基準が異なる場合、我が国の対応も困難になることから、ASBJはIASBとFASBの開発する会計基準が収斂することを奨励している。
- ある委員より、次の発言があった。
  - IFRS第9号「金融商品」の減損並びに分類及び測定について、残っている検討項目の中で大きな論点は何か。

  これに対して、事務局から次の回答があった。
  - 減損については、2013年12月会議でほぼ審議が終了している。2014年1月以降の審議では、開示に関連する事項に加え、IASB及びFASBの共同審議において、両審議会で検討してきたモデルを統一すべきかについて改めて審議を行うことが予定されている。
  - 分類及び測定についても、重要な項目は2013年12月会議でほぼ議論が終了しており、2014年1月以降は開示及び経過措置等が検討される予定となっている。なお、FASBは組込デリバティブの区分について、IASBのモデルとは異なった方法を暫定決定している。

以 上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。